

「ペットの通信販売」

「ペットの直販」は現在、確実に消費者の支持を受けて成長しており、近い将来「ペットショップの陳列から子犬や猫が姿を消す」という意見を乱暴とは言い切れないと考えられます。

残念ながら「ペットの通販」と「ペットの直販」は同義語ではないですが「ペットの直販」は繁殖家から消費者への直接譲渡で、動物愛護の観点から理想的な生体売買の方法と言える。

「ペットの通販」は現状では無店舗、無在庫販売を意味する事が多く、インターネットの発達に伴い増えている。

まず流通コストのカットで値段が安くなる事を消費者は期待しています。現在のインターネットのペット通販ではペットショップと比べ値段は決して安くはないけれど、これらは単なる無店舗販売であって私たちが期待する直販ではないからです。また価格のみならず、クオリティーを求める顧客が多いことも事実です。それだけ犬質などにこだわって購入したいという気持ちがあるからです。

通販の良いところは感染の機会が少なくなるために購入直後の病気の確率が下がる事。陳列棚での生活経験がないためトイレの躰などがしやすいのも事実です。ブリーダー自身も、このような販売ルートを了承していただいているので、私たちに安心してお任せください。

今でも、全犬種取り揃えなどと言う通販よりも、特定の犬種の繁殖家をインターネットで捜すことは可能で、この場合には良い犬が明らかに安く買え、犬質などもこだわっているため、安心です。

私たちは通販がやがて本物の直販にかわる事を期待しています。

動物愛護が言葉だけでないならば、ペット業界は、むしろこぞってペットの直販をめざすべきではないでしょうか。

通販業者イコール悪徳業者みたいな報道があるが、それだけ脅威だと言う事なのでしょう。ペット通販が是か非かと言うのは購入意思のある消費者が答えを出すのではないのでしょうか？

動物愛護を持ち出すなら、まず禁止すべきは「ショップの陳列」でしょう。陳列に犬を入れて売っている国は先進国では日本くらいのもので、

ペット通販には確かに悪徳業者もいるのも事実だとは思いますが。しかし悪徳と言うより実は「素人」なので、物売る感覚で、販売をしているからです。簡単に右から左へ流すだけの販売だからです。

私たちは、ちゃんと犬の生態、扱い方、しつけ、食事、飼う環境、などを全て勉強し、消費者よりも高い知識を持って、お客様からの質問などにももしっかり答えられるだけの知識が備わっています。また、販売後のフォローもしっかりしています。できる限りお客様にも、じかに接してアドバイスなども行っています。可能な限りお迎え、お届けまでしっかりと行っています。

また万が一のためにも、必ず保険には加入し、お互いが安心できるよう勤めています。

当店では、年間約100匹程のお取引をしておりますが、お客様からのクレーム、病気の子犬などのケースは一度もありません。また仕入れ元のブリーダーもこちらで厳選しております。どんな犬でも販売するというわけではありません。

また子犬の、伝染病の問題や、転売による生体のストレス、店舗管理費用などペット流通の特殊事情を考える時、ペットは通信販売による頒布が合理的であるとする根拠も多いのではないのでしょうか？

子犬を在庫するのではなく、いつでも仕入れ可能な情報として保有するメリットは大きいですし、ブリーダーにとっての安心材料でもあります。

ペットビジネスは情報ビジネスである事を売り手側も、買い手側も気付き始めていると思います。「店頭販売 = 善」「ネット販売 = 悪」このような図式が単純に成り立たないことは明らかです。

私自身はペット販売においてインターネットはただの入り口であると考えます。街中のペットショップで自分の理想とする子犬を探すのは非常に困難です。なぜなら、選べるほど種類がないので、買い手のお客様も、どこかしらに妥協が生まれてしまうわけです。

自分の理想とする子犬をとことん探すことができる分、ネットは非常にペット販売向きだといえます。そして、JPLAブリーダー直譲システムにおいては、気に入った子犬はショーケースの中で見世物としてではなく、母親犬と一緒にすくすく育てているのです。

安心じゃないですか??こちらのほうが!

もちろん、子犬を見学しにブリーダー訪問をすることだってできます

「ボタンひとつでペットを買う!なんて不謹慎な…」って声をあげる人も中にはいるのですが、

JPLAではボタンひとつで買わせるようなことはしてません。

きちんと育てられるのかお聞きし、その後家庭に見合った犬種をおすすめして、その犬の、特性などを説明し納得していただいて、その上で購入の契約書を取り交わし子犬を購入してもらっております

また、できれば実際にブリーダーさんのもとで、子犬見学をして欲しいとさえ思っています

(遠方で無理な場合がほとんどですが…)

しかしそれに対して子犬の画像、動画など納得するまで見ていただきます

また仕入れも、生体情報の交換共有システムによって全国どこでも同一の出産情報を保有する事ができ、繁殖者から直接子犬を仕入れる事ができるようになり、犬にとっても一番負担のない形を取っているといえます。

お取引の際には最低でも、この6点について必ずご連絡しております。
の無い場合は、「子犬の近況報告」としてご連絡いたします。

お客様に直近の子犬の画像をご提供し、ご判断していただく

ご購入決定後、「お取引明細書」を発行(ブリ - ダ - にも同様のものを発行)

販売仔犬に問題が生じた場合の対応と処置

問題による一部返金の確認

送犬の場所と方法等の説明

ブリ - ダ - からの飼育の手引きを転送

次ページにて、実際にやり取りしているメール内容をご確認ください

お客様に直近の子犬の画像をご提供し、ご判断していただく

----- Original Message -----

From: "尾島 清則" <wanwan-potato@kxa.biglobe.ne.jp>

To: [REDACTED]

Sent: Wednesday, January 20, 2010 8:59 PM

Subject: チワワの画像です

青木 様

今晚は、

夕方は失礼いたしました。

ブリ - ダ - さんから送られてまいりました青木様のチワワちゃんの最新画像をお送りいたします。
1月19日夜の撮影画像です。

うまく取れていませんが、元気に遊んでいる姿を確認してください、とのことです。

仔犬の里・団十郎 JPLA千葉中央店

尾島

ご購入決定後、「お取引明細書」を発行(ブリ - ダ - にも同様のものを発行)

----- Original Message -----

From: "尾島 清則" <wanwan-potato@kxa.biglobe.ne.jp>

To: [REDACTED]

Sent: Monday, January 18, 2010 8:38 PM

Subject: お取引明細(青木様: Sチワワ)

青木 様

このたびは当店のワンちゃんを、新しい家族にお迎えいただきまして誠にありがとうございます。
お取引明細書を作成いたしましたのでご確認をお願いします。
新家族の画像を添付いたしましたので、再度ご確認ください。

何か間違った点や不明な点が有りましたら至急携帯電話へご連絡ください。

尾島 携帯 090-5316-5460

お取引明細書

取引犬種	スム - スコ - ト・チワワ
頭数	1頭
性別	メス
毛色	ホワイト&クリ - ム

生年月日	2009年12月2日
子犬価格	¥130,000
消費税	子犬価格に含まれます
輸送費	¥14,000(東京羽田空港留め)
ワクチン代	¥6,000(2種混合ワクチン以上を接種)
血統書代	子犬価格に含まれます
合計金額	¥150,000(子犬代、一回目ワクチン代、JKC血統書代、送料、消費税)

購入条件

お引渡し日から30日以内に当該保証対象犬が接種済ワクチン内のウィルス性感染症で病死した場合、同種同等の子犬を無償で提供いたします

保証は子犬の提供を行うもので、治療費の保証及び金銭による保証はされません(当店生命保証規約に準ずる)

お引渡し翌日午前0時より二ヶ月間の通院・入院等の保証をお付けいたします(引受保険会社規約による免責事項及び保証支払金の限度が有ります)

JKC血統書が発行されること

正式ご予約後のお客様都合によるキャンセル(他の子犬への変更も含む)は、当該子犬の販売機会の逸失となりますので、子犬代金の30%をキャンセル料としてお支払いいただきます。また、お支払金額(予約金、子犬代金)は、お客様のご都合によるキャンセルの場合はお返しいたしませんので、予めご承知おきください

2010年1月18日現在、噛みあわせ、ヘルニア等の欠陥は有りません

生体はお引き渡しまで売主が責任を持って飼育管理いたします

お引渡し条項

お引渡し予定日 2月初旬を予定(子犬の健康状態によっては順延する場合がございますので、予め御承知おきください)

場所: 東京羽田空港

時間: 後日ご相談

上記記述に相違ないことを確認いたします。

購入者 青木 様

売主 JPLA千葉中央店 尾島清則
(千葉県市原市保健所動物取扱業登録番号 06-市原保5-7)

ご不明な点は何なりとお尋ねください

これ以後、私とのメ - ルは必ず保存しておいてください。何か有った時(今までは一度も有りません)、飼主様のお役に立つと思います

これは「確認書」です。「領収書」「契約書」等は後日お送り申し上げます

私の「運転免許書」の写しを添付いたしますので、何か有りましたらご公的機関に御照会してください

2010年1月18日作成

仔犬の里・団十郎 JPLA千葉中央店
尾島清則

販売仔犬に問題が生じた場合の対応と処置

----- Original Message -----

From: "尾島 清則" <wanwan-potato@kxa.biglobe.ne.jp>

To: [REDACTED]

Sent: Monday, January 25, 2010 2:10 AM

Subject: チワワの件

青木 様

先日はお電話で失礼いたしました。

今回、御家族に向かい入れていただいた「チコ」ちゃんがオ - バ - 気味になったこと、心よりお詫び申し上げます。

ブリ - ダ - さんがおっしゃるには「見た目は全く分からないし、将来、歯の生え変わりの時、もとにもどるかもしれない。

この位の状態でしたら、『正常』としてお引き渡しするブリ - ダもいるのですが、私の性格上それができません。

新しい御家族様に御了承いただき、お迎えいただきたいためにあえてお話した」とのことです。

また、「子犬代は100%完璧な子をお引き渡しすること考えて頂きましたが、将来オ - バ - になってしまう可能性がある子と分かった以上、全額いただくわけにはいきません。

私の気持ちとして送料分を御引きさせていただきます。」とのことです。

ブリ - ダ - さんの意向を踏まえ、送料として頂きました14,000円をお返し申し上げます。

青木様のお振込先をお教えいただければ幸いです(郵便局および市中銀行のいずれでも可です)

「チコ」ちゃんの口元の画像が送られてまいりましたのでお送りいたします。

ブリ - ダ - さんの文面もお送りいたします。

昨日お電話しましたスムーズ女の子のオーバーの程度の

写真です。口を開けて見ないと解らないですが、見た目の
写真だけでもと思い撮ってみました。見た目は全く分かりません。
新しい飼い主様にもご覧いただきたいと存じます。

2月4日以降のお引き渡しの件は、ブリ - ダ - さんに御了解を得ております。
また、青木様の御都合が伸びた場合でも、出来るだけ対処させていただく、とのことです。

それでは宜しく願い申し上げます。

仔犬の里・団十郎 JPLA千葉中央店
尾島

問題による一部返金の確認

----- Original Message -----
From: "尾島 清則" <wanwan-potato@kxa.biglobe.ne.jp>
To: [REDACTED]
Sent: Monday, January 25, 2010 10:17 PM
Subject: 子犬の件

青木 様

今晚は、

「チコ」ちゃん件では、有難いお言葉をいただき、心より感謝申し上げます。
青木様の御意向はブリ - ダ - さんにも、早速伝え、感謝の言葉をもらっております。

金銭のことで恐縮ですが、本日付でブリ - ダ - さんから青木様の口座に14,000円が振り込まれておりますので、お暇な時にでも御確認をお願いします。

本当に御迷惑とお手数をおかけたことをお許しください。

送犬の時期が近づきましたら、またご連絡いたします(奥様の出産の件が最優先ですので、青木様の予定を最大限考慮させていただきます)

仔犬の里・団十郎 JPLA千葉中央店
尾島

送犬の場所と方法等の説明

----- Original Message -----

From: "尾島 清則" <wanwan-potato@kxa.biglobe.ne.jp>

To: [REDACTED]

Sent: Saturday, January 30, 2010 5:03 PM

Subject: 送犬に関して (青木様:羽田空港)

今晚は、

子犬のお引渡しに関してお知らせいたします。

お引渡しの詳細

日時:2月4日以降、青木様のご予定を最優先に決定させていただきます

場所:東京羽田空港 西貨物地区 ANAかJALかは判明次第ご連絡いたします

利用便:後日ご連絡(大阪伊丹空港発 羽田空港)

ワンちゃんお引き取り場所は、西貨物地区のANAかJAL国内貨物受取カウンタ - です

受取カウンタ - で「京都の根来(ねごろ)さんから送られてきたワンちゃんを引き取りにきた で」とおっしゃっていただければ、スム - スに手続きができると思います。

通常、ワンちゃんは搭乗便が到着して約30～40分後にお引き取り可能です

お引き取りが多少遅れても大丈夫です(ワンちゃんは空調の行き届いたお部屋で保護されています)

「西貨物地区」入場、及び「ワンちゃんお引き取り」時に身分証明書(免許書等)の提示を求められますので、予めご用意ください

お車でお迎えの場合

高速湾岸線ご利用の場合(浦安・東京方面からの場合)

空港中央口で高速をお下りください

第二到着タ - ミナル方面行きの車線を走行してください(道路に「第二到着タ - ミナル」と明記されています)

第二到着タ - ミナルを左手に見えるあたりに、「第一到着タ - ミナル・循環ライン」と書かれた「茶色のレ - ン」が有りますので、そのレ - ンを走行してください

しばらく走行すると「第一到着タ - ミナル」が左手に見えます。

第一到着タ - ミナルを過ぎる頃、「環八」「国道357号」という表示のレ - ンがありますので、それを走

行してください(右側のレ - ンです)

少し行くと、左手に「羽田郵便局」の大きなビルがあり、そのすぐ先に「西貨物地区」の検問所入口がありますので、そこを左折し、入場手続きを取ってください

ANAおよびJALの国内貨物営業所は検問所の右斜めに有ります(看板が有りますのですぐ分かります・駐車場も営業所前に5~6台のスペ - スが有ります)

他にもショ - トカットの行き方が有りますが、上記方法が一番確実かと思われま

す。迷われても焦らないでください。「循環ライン」を走行している限りは「西貨物地区」には必ず到着できます。

ワンちゃんお引き取り時と、その後の注意事項を列記しておきますので、何かの参考にしてください。

お車でお迎えに行かれる場合は、なるべくお二人以上でお願いします。
お一人では、運転中にはワンちゃんの面倒が見れませんし、ワンちゃんに注意が向くと「事故の元」になります

急ブレ - キや急ハンドルは避けてください

ワンちゃんが「車酔い」する危険度が高まります

また、子犬のバスケットが車の床に落下し、子犬が思わぬケガを負うこともあります

ワンちゃんは簡易バスケットに入ってくるはずですが、

お手元に届きましたら蓋を開けて「ワンちゃんの状態」を確認してください。

ブリ - ダ - さんによっては、「ワクチン接種証明書」「血統書」「ワンちゃんに関する書類」等をバスケットの蓋の裏などに添付して下さる方もいますので、バスケットを廃棄する場合、必ず再度点検・確認してからにしてください

「トイレシ - ト」「濡れタオル、おしぼり」あるいは「ウエット・ティッシュ」、それに「ティッシュペ - パ - 」は必ずご持参ください

ワンちゃんが「車酔い」で嘔吐した時や空輸時の「排尿・排便」で汚れた場合など重宝します

また、バスタオル一枚あれば、子犬の保温や汚れが落ちない場合、子犬を包んで抱けるので 便利です

お水と給水器は必ずご用意ください

お水は飲むだけ与えてください 飲まなければ飲まないで構いません

家に着いても「飲まない」ようでしたら、砂糖水を与えてみてください(低血糖症予防のため)

「食事」は帰宅後、しばらく様子を見て落ち着いた頃、与えるようにしてください

長旅と環境の変化による「食欲減退」が見受けられる子も中にはあります

環境の変化により「軟便」を排泄する子が多いですので、それほど気にしないでください

但し、水溶性の「軟便」や「水溶性の便に血が混じっていたら」直に病院へ行ってください

餌の量の目安ですが、子犬の便が軟らかい時は「与えすぎ」、硬い時は「少なすぎ」というのを目安にしてください

但し、これはあくまで「目安」ですので、日々の子犬の状態を観察しご調整ください

ワンちゃんは長旅と環境の変化で精神的にも肉体的にも疲れていますので、当日は新しいお家でゆっくりさせてあげてください。大体、2～3日で新しい環境に順応し始めます

ご加入の「動物医療保証」保険は、ワンちゃんお引渡しの翌日午前0時から付保されます

余り神経質になることは有りませんが、ワンちゃんの様子を見ていて「変だな」「どうしたんだろう」と思う時は、ご遠慮なくご連絡ください。私、及びブリ
- ダ - さんの経験に基づいた、最善のアドバイスをさせていただきます

ご不明な点や尋ねたいことがありましたら、何なりとご質問ください

ワンちゃんを無事お引き取りになられましたら尾島までご連絡ください(090-5316-5460)

連絡があり次第動物医療保険加入手続きに入ります

それでは未永くワンちゃんをよろしくお祈いします。

JPLA千葉中央店
尾島

ブリ - ダ - からの飼育の手引きを転送

----- Original Message -----

From: "尾島 清則" <wanwan-potato@kxa.biglobe.ne.jp>

To: [REDACTED]

Sent: Saturday, January 30, 2010 4:54 PM

Subject: 育てて頂くためのご注意とお願いです(尾島)

育てて頂くためのご注意とお願い

固形物をのどに詰まらせないように食事は帰ってから与えてください。

シャンプー

しばらくは汚れたら簡単に洗う程度にしてください。耳の中は汚れやすいところです。時々チェックして頂き、汚れているようでしたらイヤークリームを付けた綿花などでふき取ってください。

食事について

当日は夕飯を早めにごあげてください。移動でお腹が空いていると思います。ご飯を食べないときには必ずご連絡をお願い致します。

現在 ロイヤルカナンの子犬用をふやかして与えています。
フードだけで食べないときはゆでたササミ、レバー、缶詰等を混ぜて与えて下さい。

食事は1日2回、現在は9時、18時です。一食10グラム程度です。空になったお皿を舐めるようなら徐々

に増やし、固い食べ物を好むようになったらド
ライフフードに切り替えてください。人間の食べ物は絶対に与えないでください。常に新鮮なお水をおいて下
さい。

環境の変化等が原因で便は緩んでくる場合があります。

遊び

子犬は疲れやすいので到着後3日はケージで静かに休ませて下さい。1回の遊びは15分程度です。ワク
チンが終了するまで外出は出来ません。小さい子どもさんの接触、犬を飼っていらっしゃる方の接触には
特にご注意下さい。

病気の予防

年に1度のワクチンや狂犬病の注射、フィラリアの薬の服用をお願い致します。

外出から戻られたら必ず手を洗ってから子犬を触って下さい。人や犬から病気をもらわないように子犬は
最後のワクチンが終了するまでは外出を避けて下さい

…お願いです。

私たちは子犬を家族として愛してきました。でも、新しい家族の元に行くと驚くほど早く私たちの事を忘れて
しまいます。

はじめのうちは新しい環境に慣れず、夜泣きをしたり、おとなしかったり、はしゃぎすぎたりするかもしれま
せんが、すぐに慣れてきます。

たくさん褒めて、たくさん教えて、よい子に育てて下さい。

子犬の決定から お迎えまで待ち遠しくお過ごしだったことと思います。

大切な家族として子犬を迎えて頂けることを心から嬉しく思います。

おつきあいもこれで終わりではなく これからが始まりです。

ご不安な点、獣医に相談する程ではない事でもお気軽にご連絡下さい。

未永くよろしくお願いいいたします。

JPLA千葉中央店
尾島

動物販売時説明書(犬)

この説明書は、動物の健康及び安全の確保並びに危害又は迷惑等の防止が図られるように、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第8条第4号の規定に基づき、動物購入の契約に当たって、あらかじめ購入動物の特性及び状態に関する説明及び説明書の交付を行うために作成したものです。疑問の点は遠慮なく説明者にご質問いただき、十分な理解のもとに適正に飼養保管されますようお願いいたします。

動物(犬)の特性及び状態の概要(規則第8条第4号イ、ロ、ハ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ関係)

種類・品種:		性別: オス・メス	数:
生産地等:		不妊又は去勢措置: 実施済み・未実施	
生年月日:	年 月 日	平均寿命:	
(生年月日が不明の場合: 推定年月日 年 月 日、輸入・飼養開始年月日 年 月 日)			
成体になったときの大きさ:	標準体重 kg	標準体高 cm	その他の大きさ情報
ワクチン接種・投薬状況:	未・済	実施済の場合	
		ワクチンの接種年月日と種類	薬の投与年月日と種類
		年 月 日()	年 月 日()
		年 月 日()	年 月 日()
		年 月 日()	年 月 日()
病歴の有無:	なし・あり(病名)		
親や同腹子における遺伝性疾患の発生状況:	なし・あり(疾患名)		不明
当該動物の所有者:	当該店舗の自己所有・その他(所有者の氏名)		
個体識別:	無・有(種類: マイクロチップ・脚環・その他())		識別番号()

飼養保管方法

1. 飼養施設、用具及び環境(規則第8条第4号ニ、ソ関係)

(1) 飼養施設、用具

飼養施設は、動物の大きさや習性に応じた十分な広さを備えたものを用意しましょう。排せつ設備、隠れ場、遊具等も必要です。また、清掃等が容易で、逃げ出したりしない構造のもの、突起物等により傷害等を受けるおそれがないものを選びましょう。

犬舎、首輪、リード、食器、水入れ、寝床、トイレ、ブラシ、遊び道具など

(2) 清掃等

動物の健康と安全を守るため、定期的に掃除や消毒を行い、適切な衛生状態を維持しましょう。

トイレの清掃は1日1回以上、犬舎や食器の清掃は汚れの程度を見ながら必要に応じて実施

(3) 環境

適切な日照や通風等の確保を図り、適切な温度や湿度が維持された飼養環境を確保しましょう。

屋外で飼う場合: 南向きで風通しのよい場所を選ぶ 迷惑・危害防止等のため、できるだけ家族のいる近くに置き、道路側等外来者の出入の多い場所は避ける 強い日差しやノミ・蚊から守る 鎖につながり場合でもなるべく動きを制限しないよう工夫する
犬舎の周囲は清潔に保つ 鳴き声や糞尿により迷惑をかけない場所を選ぶ
屋内で飼う場合: 危険物や毒になるものの管理をしっかりする(また、屋内での排便・排尿のしつけをするとともに、できる限り不妊・去勢手術を行うことも留意)

2. 食事と栄養管理(規則第8条第4号ハ関係)

動物等の種類や品種、発育状況等に応じて適正に給餌・給水を行いましょう。

(1) 食事の種類

ドッグフード(総合栄養食)や自家製の犬専用の食事(必要な栄養が人とは異なるので注意が必要)

(2) 食事の回数や量

1日2回(幼齢時は4~5回)。量は、体重あたりの量を基本にして、犬の体重の変化や体の調子、便の状態などを見ながら調整

(3) 飲み水

いつでも新鮮な水が飲めるように、きれいな容器に入れて置きましょう。

(4) 注意すること

動物によっては、与えてはいけない食べ物があるので注意が必要です。また、与え過ぎによる肥満も、動物の健康にとっては好ましくありません。

ん。

人の食べ物は欲しがっても与えないこと。犬と人とは体のつくりや必要な栄養バランスが違うので、病気の元になるとともに、しつけの上でもよくない。

食事は時間を決めて与え、残したときはすぐに片付けること。食べ残しを放置すると腐敗し、衛生上よくないとともに、いつでも好きなときに食べられる状況はしつけの上でもよくない。

魚の骨や鳥の骨、チョコレート、タマネギ、ネギ類は与えないこと。魚や鳥の骨は腸を傷つけることがあり、タマネギやネギ類は、死に至る重症の貧血を起こすことがある。また、牛乳は下痢をすることがある。

3. 運動及び休養(規則第8条第4号へ関係)

動物の習性等に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保するようにしましょう。

犬が健康に過ごすためには毎日の散歩が必要。飼い主のライフスタイルに合わせて、一定の時間帯に散歩する。ただし、犬は汗をかけず、焼けた路面で火傷をする場合もあるので、夏場の暑い時間帯は避けること。

必要な運動量は、品種、年齢などによって異なる。大まかな目安として、小型犬で朝夕 10～20 分、中型犬で朝夕 20～30 分、大型犬で朝夕 30～40 分。なお、子犬や老犬には無理をさせないこと。

散歩のときは必ずリードにつなぎ、糞処理の道具を携行して持ちかえること。排せつを済ませてから散歩に出るような配慮も必要

4. しつけ(規則第8条第4号ノ関係)

動物が家庭や人間社会のなかで一緒に生活していくためのルールを教えることがしつけです。訓練や芸をさせることではありません。しつけのコツは叱るのではなく褒め、それも出来たら大げさに褒めて教えることと、根気よく教えることです。体罰、大声、脅しは絶対に避けるようにして下さい。

基本は、人が常にリーダーシップをとって犬の行動をコントロールすること。そのためには、犬に主従関係をしっかり認識させ、理想的には犬は家族の最下位に位置するよう接すれば、家族の要求に従う犬に育つ。

基本的な号令には、オスワリ、フセ、マテ、オイデ、ツケなどがある。

5. 手入れ(規則第8条第4号ノ関係)

動物の健康を保つためには、日頃の手入れは大切です。体中をくまなく触ることは、病気や異常の早期発見につながります。また、飼い主が犬の体をくまなく触ることは、スキンシップを図るとともにリーダーシップを示すことにもなり、しつけのトラブルの未然防止にもなります。

ブラッシング： 汚れや抜け毛を取り除き、艶のある毛にすると同時に、皮膚の血行をよくする。運動の後に、まず毛並みに逆らってブラシをかけて汚れを浮かし、次に毛並みにそってブラッシングしてやる。特に、毛の抜け変わる時期には、丹念なブラッシングが必要。長い毛の犬はブラッシングを怠ると、毛玉ができて手がつけられなくなってしまう。また、品種によっては定期的なカットが必要。

シャンプー： 回数は飼う場所や毛の長さなどによって異なる。一般的には1ヶ月に1回程度。

爪切り： 室内飼いの小型犬はもとより、十分に散歩をしている犬でも親指の爪は地面につかないので伸びてしまう。伸びすぎた爪を放置すると、毛布などに絡まり、爪を折ったり剥がしたりすることがある。

耳の手入れ： 耳の中のチェックが時々必要。健康な犬では、耳垢はわずかでほとんど臭わない。臭いがきつかったり黒い耳垢がたまっているときは、獣医師に相談が必要。綿棒などでふき取りは、耳の粘膜を傷つけ、汚れを押し込むことになるのでよくない。

歯の手入れ： 犬用ブラシや、ガーゼを巻いた指で歯と歯茎をこすってやる。奥歯の外側が歯石の付きやすい場所。歯石を放置しておくとお肉炎、歯槽膿漏と病気が進行する。歯が悪いと口臭がきついばかりでなく、心臓や腎臓などの病気の原因になるおそれが高くなる。

6. 病気(規則第8条第4号ト関係)

(1) かかりやすい主な病気

動物の種や品種によりかかりやすい病気があります。

腸管内寄生虫病(回虫、鉤虫、糸虫など)： 下痢や食欲不振などが主な症状。放っておくと死亡することもある。多くは便の虫卵検査で診断。寄生虫の種類に応じた駆虫薬の投与により駆虫できる。

バルボウイルス感染症： 嘔吐、下痢が主な症状。子犬では発病してから1～2日のうちに死亡。予防ワクチンがあるので、生後2～3ヶ月になったら接種する。

犬フィラリア症： そうめん状の細い虫が心臓や肺動脈の中に寄生する病気。蚊に刺されることで感染。寄生数が多いと心臓の機能に傷害を与え、放っておくと心不全で死亡することもある。飲み薬などで予防できる。

(2) 人と動物との共通感染症

動物から人へ、人から動物へとうつる病気を、人と動物との共通感染症といい、200種類以上あるといわれています。主な共通感染症及び犬

にかかりやすい感染症には、次のようなものがあります。

・犬	： パストレラ症、皮膚糸状菌賞、回虫症、狂犬病など
・猫	： 猫ひっかき病、トキソプラズマ症、回虫症、Q熱、狂犬病など
・ウシなど	： Q熱、クリプトスポリジウム症、腸管出血性大腸菌症など
・サル	： Bウイルス病、細菌性赤痢、結核など
・ネズミ	： レプトスピラ症、ハンタウイルス肺症候群、腎症候性出血熱など
・鳥類	： オウム病、高病原性鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱など
・ミドリガメ等	： サルモネラ症など

狂犬病： 感染した犬などの動物に噛まれてうつる恐ろしい病気。温血動物は全て感染する。現代でも治療はなく、人も動物も発症すると100%死亡。日本では昭和32年以降流行はないが、世界では現在でも殆どの国(地域)で発生し、年間3万人以上の方が死亡。

皮膚糸状菌症、かいせん症、白癬菌症： 糸状菌(カビの仲間)やかいせん(ダニの一種)による皮膚病は、人にもうつることがある。また、人の水虫(白癬菌症)は人から犬にうつることがある。

エキノコックス症(多包条虫)： 本来、キツネとノネズミの間で感染している寄生虫病。犬はノネズミを食べることで感染、ほとんど症状を示さない。虫卵が人の口に入ると、子虫が肝臓などに寄生して、長い年月の後に肝障害などの症状を起こす。流行地は北海道なので、犬を連れて旅行する時は、犬がノネズミなどを食べないように気をつけることが必要。犬に寄生したエキノコックスは薬で駆除できる。

(3) 健康管理と予防方法

動物がかかる病気は、感染症、腫瘍、生活習慣病など人と同じようにたくさんあります。病気を早期に発見するためには、常に元気・食欲・尿や便の状態などに注意していることが必要です。良いホームドクター(獣医師)を決めて、様子がおかしいときは早めに受診しましょう。なお、病気になったときに慌てるより、普段からバランスのとれた食事や適量の運動に気を付け、ワクチンや薬で予防することが一番なのは言うまでもありません。

また、共通感染症を予防するためには、口移して食べ物を与えるなどの過度の接触をしない、糞や尿は早めに処理をする、動物の体や生活環境を清潔にする、動物の体に触れたり糞や尿を扱った後はよく手を洗う、などのことを守り、衛生的な飼い方を心がけていれば、必要以上に恐れることはありません。そして、普段から動物の健康状態に注意して、具合がおかしいと思ったら、早めに獣医師に相談してください。また、飼い主自身や家族の健康状態にも注意し、異常があれば医師に相談してください。

7. 不妊・去勢措置等(規則第8条第4号子、リ関係)

飼養頭数が増えて、適切な飼養管理ができなくなってしまう場合には、動物を劣悪な飼養環境下に置いて虐待することとなるだけでなく、人に迷惑や被害を及ぼしたり、遺棄や虐待等の違法な事例を発生させることとなります。動物が繁殖し、飼養頭数が増加しても適切に飼養できる場合以外は、できる限り繁殖を制限するように努めましょう。繁殖を制限する主な方法としては、去勢手術(数千円～数万円)、不妊手術(数万円)、雌雄の分別飼育などがあります。不妊去勢手術は、一般的には大人になる前に行う方が望ましいとされており、その効果としてはみだりな繁殖を防止するだけでなく、性格が穏やかになってしつけがしやすくなること、発情期のストレスを軽減できること、子宮蓄膿症等の病気を予防できること等があげられています。なお、デメリットとしては肥満やホルモン失調が認められる場合があること等があげられています。

8. その他(規則第8条第4号ソ関係)

子犬の時に親兄弟と過ごした経験は大切であることから、子犬を親兄弟とは別に飼う場合は、ある程度大きくなってから(社会化期が過ぎてから)が望ましいといわれています。

個体識別と終生飼養： マイクロチップ等による個体識別措置による所有者の明示と終生飼養は、飼い主の愛情と責任の証です。

本説明書は必要最小限の事について記載したものです。飼養管理方法の詳細については専門の飼育書をご参照下さいますようお願いいたします。

9. 関連法令(規則第8条第4号又関係)

1. 動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)

(1) 次の規制を守ることが義務付けられています。守らない場合には、懲役刑や罰金等が課せられます。

愛護動物のみだりな殺傷、虐待又は遺棄の禁止。

「愛護動物」とは、牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひるのことです。また、これら以外で人が占有している哺乳類、鳥類、爬虫類も含まれます。

動物取扱業(販売、保管、貸出し、訓練、展示)を行なう場合は、都道府県知事等の登録を受けること。

特定動物(危険な動物)の飼養保管を行なう場合は、都道府県知事等の許可等を受けること。

(2) 飼い主の責務等として、次のことを守るように努めることとされています。

動物を「命あるもの」と認識し、みだりに殺し、傷つけ、苦しめないこと(基本原則)。

動物の種類、習性等に応じて適正に飼養保管し、動物の健康及び安全を確保すること(健康等の確保)。

動物が人の生命・身体・財産に害を加え、人に迷惑を及ぼさないようにすること(危害や迷惑等の防止)。

動物に起因する感染症について正しい知識を持ち、予防に必要な注意を払うこと(人と動物との共通感染症の予防)。

動物の所有者を明らかにするため、マイクロチップ等による個体識別措置をすること(所有者の明示)

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年5月28日環境省告示第37号)を遵守すること。

みだりな繁殖により適正飼養が困難にならないように、必要に応じて不妊去勢手術等を行うこと(繁殖制限)。

特定動物の一覧等は、環境省ホームページの<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/> 参照

2. 狂犬病予防法 鳥類・爬虫類の販売時には説明不要

次の規制を守ることが義務付けられています。守らない場合には、罰金等が課せられます。

犬を飼い始めてから(幼齢犬は生後90日になったら)30日以内に、区市町村に登録を行うこと。

生後91日以上の子犬には、毎年1回、狂犬病の予防注射を受けさせること。

鑑札及び注射済み票を犬に付けておくこと。

犬が死亡したとき、登録内容に変更があったときは、30日以内に区市町村に届け出ること。

3. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)

次の規制を守ることが義務付けられています。守らない場合には、懲役刑や罰金等が課せられます。

特定外来生物の輸入、飼養、栽培、保管又は運搬は環境大臣の許可等を受けること。

環境大臣の許可を受けていない者に特定外来生物を販売・譲渡することの禁止。

特定外来生物を野外に放つことの禁止。

未判定外来生物の輸入を届け出ること。また、判定が終わるまでの一定期間、輸入を制限すること。

特定外来生物の一覧等は、環境省ホームページの<http://www.env.go.jp/nature/intro/>参照

4. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)

次の寄生を守ることが義務付けられています。守らない場合には、懲役刑や罰金等が課せられます。

国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種の販売・頒布目的の陳列又は譲渡は、環境大臣等の許可等を受けること。

国内希少野生動植物種の捕獲等は、環境大臣の許可等を受けること。

希少野生動物種の一覧等は、環境省ホームページの<http://www.env.go.jp/nature/yasei/hozonho/index.html> 参照

5. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣法) 爬虫類の販売時には説明不要

次の規制を守ることが義務付けられています。守らない場合には、懲役刑や罰金等が課せられます。

鳥獣の捕獲等の禁止等。

野生鳥獣(狩猟鳥獣を除く)の飼養をする場合は、都道府県知事から登録を受けること。

販売禁止鳥獣(ヤマドリ)の販売をする場合は、都道府県知事の許可を受けること。

一定の鳥獣、鳥獣の加工品等を輸出入する場合は、適正捕獲証明書等の添付をすること。

狩猟鳥獣の一覧等は、環境省ホームページのhttp://www.env.go.jp/nature/yasei/choju_ho/index.html 参照

6. その他

それぞれの地方公共団体においては、条例により、動物愛護及び管理に関する特別の規定を制定している場合があります。

私は貴店から動物(種類: _____、数: _____)購入契約に当たって、説明者(_____)より、あらかじめ購入動物の特性及び状態に関する説明及び本説明書の交付を受けたことを確認いたします。

(注: この確認書の受領は、規則第8条第4号の規定により、動物の販売業者に義務付けられているものです)

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所 _____

氏名 _____ 印 (自署又は押印)

(動物取扱業者の場合はその登録番号 _____)